

今後の水道事業の運営について 公営企業審議会の答申がありました

尼崎市の水道事業は、「水の売上量の減少が止まらない」、一方、膨大な施設が必要な水道事業という特性から「費用の削減がままならない」という大きな問題を抱え、事業財政は危機的状況に陥っています。このため、本年6月29日に尼崎市公営企業審議会(会長 佐々木 弘放送大学教授)に「今後の事業運営の基本的な方向性」と「当面の事業運営のための財政健全化の方策」を諮問しました。

以後、慎重な審議が行われ、去る11月11日に答申が行われました。(全体会議5回、専門部会8回開催)

詳しくは、水道局経営管理課へ(TEL 6489-7405)



答申の概要

供給能力と実際の水の使用量とに大きな差が生じている

戦後の経済復興と高度成長期の流れの中で、増大する水の使用量に対応するため水道事業は拡張につく拡張を求められ、自己水源の開発と阪神水道企業団への参画を行ってきた。こうした中で、昭和48年には1日の最大使用量が304,600m³を記録するに至った。

さらに、その後に予想された急激な人口の伸びと水の使用量の増大に対応するため、阪神水道企業団の拡張事業等に参画し、現在の供給能力は日量351,486m³になっている。しかし、水の使用量は平成4年度を境に減少に転じ、現在では供給能力と実際の水の使用量との間に大きな差が生じている。

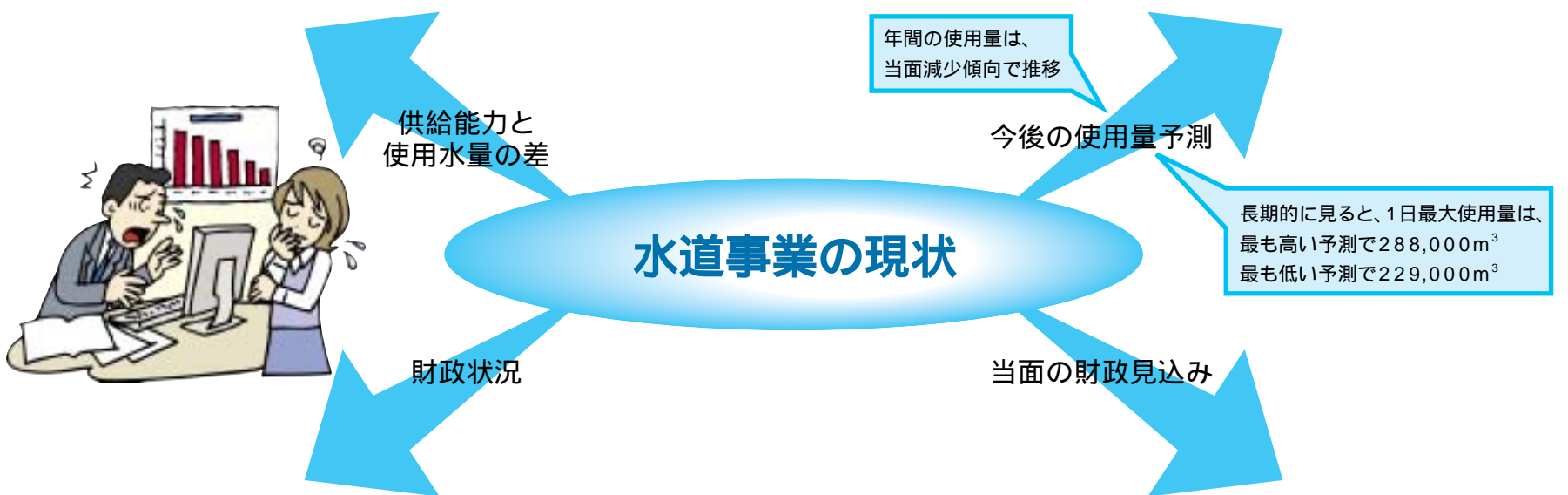
区分	供給能力(日量)
神崎浄水場(尼崎市の独自施設)	84,650m ³
阪神水道企業団からの受水	265,436m ³
兵庫県営水道からの受水	1,400m ³
計	351,486m ³
H15年度1日最大使用量の実績	208,378m ³

当面の使用量予測(年間使用量)

水の年間使用量は、平成4年度の7,270万m³を境に年2~3%の率で減少を続け、平成15年度は5,940万m³となっている。この傾向は当面続くと考えられ、年3%程度の率で減少するとすれば平成22年度には4,800万m³になると予測される(平成4年度比34%の減)。

長期の使用量予測(1日最大使用量)

将来の供給能力を考えるに当たって必要となる長期の水使用予測(1日最大使用量)は、将来人口や世帯人員をいくつか想定するなどして推計した結果、最も高い場合で288,000m³、最も低い場合で229,000m³となる(想定年次は20年後の平成37年度)。



平成16年度末で25億8千万円の累積赤字

現在、平成14年度~16年度までの3か年の財政計画により、事業運営を行っているが、水の売上量の減少等により収入全体では、10億1,600万円計画より悪化した。しかし、計画で見込んでいた以上の人員削減を行うなどにより支出を10億6,400万円抑制することができ、収支差引はほぼ計画どおりとなる。しかし、この計画は、平成13年度末の累積赤字は当面持ち越すこととしているため、16年度末では25億7,600万円の累積赤字となる見込みである。

硬直化した財政構造

平成15年度決算で水道事業の費用構成を見ると、阪神水道企業団などからの受水費が44.6%、減価償却費が15.5%、支払利息が8.7%と固定的経費が68.8%を占め、人件費が17.1%、変動費である電力費・薬品費は0.9%となっている。残りの物件費は13.1%であるが、早くから業務委託を推進してきた結果、その約4割が委託料となっている。

ますます累積赤字が拡大する

水の売上量の減少傾向は今後も続く予想される一方、現在の硬直化した財政構造の下では、大幅な経費削減の余地はますます狭くなり、このまま赤字幅が拡大していくと、平成19年度末では累積赤字が49億4,200万円となるおそれがある。

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
収入	94億4,500万円	92億1,200万円	88億9,200万円	86億5,600万円
支出	97億7,600万円	98億3,500万円	96億4,500万円	96億4,600万円
純利益(純損失)	3億3,100万円	6億2,300万円	7億5,300万円	9億9,000万円
累積赤字(累積赤字)	25億7,600万円	31億9,900万円	39億5,200万円	49億4,200万円

供給能力は、将来の給水安定性をいかに確保するかという観点から考えることが基本であるため、水の使用量予測においても水源の確保に長い年月がかかる水道事業の特性など様々な要素を考慮することが必要である。

しかし、今後の水の使用量を最も高い予測(日量288,000m³:表面「今後の使用量予測」参照)で見込むとしても、すでに必要な供給能力は十分確保されており、むしろ過剰になっていることを認識しておくべきである。ただし、地震等の災害や異常湧水などへの対応について考慮することを忘れてはならない。

阪神水道企業団からの受水については、現行の「責任水量制」が水道事業財政を圧迫する大きな要因となっているため、将来の供給能力を確保したうえでなお余剰となる受水量分については、早急に同企業団と交渉を行い、「責任水量」の削減を図るようすべきである。また、同企業団には、より一層の経営効率化を図り、構成市の負担が軽減できるよう強く求めていくべきである。

(「責任水量制」:尼崎市は阪神水道企業団から1日に最大で265,436m³の水を受水する権利を有しているが、その7割分の水量に係る料金は、それに相当する水を受水しなかった場合でも支払わなければならないという制度である。こうした制度となっているのは、尼崎市がそれだけの水量が必要であると同企業団に申込み、その要請を受けて同企業団が施設建設等を実施してきたからである。)

水道事業において効率的な運営を図るためには、当事業が施設産業という性格上、規模の経済性を求める必要があるが、現状では市域内で水の売上量の増加を図ることは困難である。他方、阪神間では、今後も施設整備を必要としている事業者もあることなどから、他の事業者への「広域的な水の融通」を図るなど、市域を越えた観点から効率性の追求を目指すべきである。さらには、同じ水道事業者間で「業務や施設の共同化」を行うことにより費用の削減を図るよう努めるべきである。



給水安定性の確保

阪神水道企業団からの受水量の削減

広域的な視点からの効率性の追求

将来に向けた解決の方向性

「総点検チェックリスト」の活用による経営改革の推進

中期目標の設定

残る長期的課題



水道事業の経営に関しては今後は、できる限り多面的施策を講じるべきである。一例として、総務省が公表した地方公営企業の経営状況の点検を行うための「チェックリスト」を活用し、水道事業経営の自己点検をするよう本審議会は提案した。

その結果、66項目中相当多くの項目をすでに達成できていることを認めた。この点については、一定の評価ができるが、今後も未達成の項目について引き続き達成に向け経営改革の推進に努めるよう望みたい。

他の諸方策の取り組みに併せて、「阪神水道企業団からの受水費の削減」や「内部管理体制等の再構築による職員数の削減」をはじめ、余剰となっている水の販路開拓等についても、その実現に向けて「中期目標」として設定するよう努めるべきである。

そして、これら各項目においては、具体的な数値目標の設定を行い、目標期間内に、必ず目標値を実現できるよう努めること、また、その結果の評価、分析の公表を行うことを期待したい。

さらなる長期的かつ抜本的な構造改革としては、次の2点が宿題として検討に値する。

例えば、阪神水道企業団の構成市との経営の一元化や同企業団と一体となった末端までの給水化。現行の「直営」形態の持つ諸制約を克服するため、「間接営」形態をはじめ、事業運営の多様な手法の実現可能性。

(「間接営」:例えば施設は市が所有し、経営は民間が行うというように、水道事業の運営を行政の枠組みから切り離していく手法)

業務の委託化や機械化等の効率化については、他都市と比較して積極的に取り組んできている。家庭用1か月20m³当たりの料金が他都市より比較的安いことは、この成果であると評価できる。しかし、効率化は永遠の課題であり、早期に浄水場業務の委託化等や内部管理業務の思い切った見直しが必要である。さらに、今後とも民間の経営手法の調査研究をはじめ、水道事業管理者への民間経営者の登用や浄水場等の包括的な委託などの検討を行い、一層の経営効率化を図るよう努力すべきである。



コンビニエンスストアでの料金収納や電話受付センターによる窓口一本化等を先駆けて実施するなど、他都市より比較的 efforts の跡が見られるが、電気やガスといった他の民間公益事業者と比べると、なお未実施のものもある。

事業運営の基本であるお客さま満足度の向上については、常日頃から前向きに取り組み、今後ともさらなる市民サービスの向上に意を用いていくべきである。

企業努力

お客様の満足度の向上

水道事業の安定的運営のためには、中長期的にはこれまで述べてきたような水道事業経営の抜本的な構造改革や広域的視点からの経営改善が避けて通れないが、当面の問題としては、財政の健全化を図ることが緊急に求められることも確かである。

このため、当面の財政健全化のために料金改定をやむを得ないものとして認めざるを得ないが、利用者への負担を強いる以上、前述した「地方公営企業総点検チェックリスト」の各項目の達成をはじめ、「阪神水道企業団からの受水量の削減」や「職員数の削減」等の中期目標の達成などについて当該期間内に具体的成果を出すよう不退転の決意で取り組むことが前提とされるべきである。

財政の健全化

その他の留意点



水道事業は、良質な水を安定的に供給するために多年努力を傾けて来た。高度浄水処理した水をいち早く供給したことがその一例であるが、意外とこの点について水道利用者の認知度は低い。水道事業が直面している現在の経営状況等に関する情報と併せて、これらの点について一層の情報開示や広報に努めることが望まれる。

なお、前回の料金改定では、口径20mm以下の基本水量制を廃止したため、10m³までの従量料金単価を低く設定するなどの配慮をした。しかし、今後の料金体系の改定に当たっては、各口径別及び使用水量別の料金をできる限り真のコストに近づけるよう特に留意されるべきである。

今後の水道局の対応

水道局では、この審議会の答申を踏まえ、今後の対応策の基本方針を作成し、「市報あまがさき」及び「水道局ホームページ」に公表します。

その際に水道局の基本方針に対する皆様のご意見をお寄せいただく方法も掲載します(パブリックコメントの募集)。

